

Title	グローバル化と中国の少数民族政策の変容：胡錦濤政権を中心に
Sub Title	
Author	段, 瑞聡(Dan, Zuiso)
Publisher	慶應義塾大学商学部創立五十周年記念日吉論文集編集委員会
Publication year	2007
Jtitle	慶應義塾大学商学部創立五十周年記念日吉論文集 (2007. ) ,p.259- 270
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40001001-00000001-0259">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40001001-00000001-0259</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# グローバル化と中国の少数民族政策の変容

胡錦濤政権を中心に

段 瑞 聡

## 一 多民族国家中国のなかの少数民族

中国は社会主義国家であり、また多民族国家でもある。現在、中国政府によって認定されている民族は全部で56ある。そのうち漢民族の人口が最も多く、他の55の民族は人口が割に少ないため、慣習上「少数民族」と称されている。2000年の第5回人口センサスによると、少数民族の人口は1億449万人で、全国総人口の8.41%を占めている（表1参照）。

中国は少数民族に対して民族区域自治制度をとっている。民族区域自治とは国家の統一的指導の下で、各少数民族が集中して居住している地域が自治機関を設立して自治権を行使し、区域自治を実行することである。

中国の民族自治地方は自治区、自治州、自治県の3つのレベルに分けられる。自治区は省・直轄市と同じ、自治州は地区レベルの市と同じ、自治県は県と同じレベルである。2004年末の時点で、中国には合計155の民族自治地方があり、その内訳は自治区5（表2参照）、自治州30、自治県（旗）

表1 中国歴代人口センサスによる少数民族の全国総人口に占める割合

	1953年 (第1次)	1964年 (第2次)	1982年 (第3次)	1990年 (第4次)	2000年 (第5次)
全国総人口	577,856,141	691,220,104	1,003,913,927	1,130,510,638	1,242,612,226
漢族人口数	542,824,056	651,296,368	936,674,944	1,039,187,548	1,137,386,112
少数民族人口	34,013,782	39,883,909	66,434,341	90,567,245	104,490,735
少数民族比率	5.89%	5.77%	6.62%	8.01%	8.41%

出典：国家民族事務委員会経済発展司・国家統計局国民経済綜合統計司編、『中国民族統計年鑑2005』、民族出版社、北京、2006年、657頁。

表2 中国における5つの少数民族自治区の概況

民族自治区の名称	設置時間	自治区政府所在地	面積 (Km <sup>2</sup> )	2003年末現在の人口総数 (万人)	自治区人口総数に占める少数民族の比率 (%)
内蒙古自治区	1947. 5. 1	フフホト市	1,197,547	2,379.61	21.25
新疆ウイグル自治区	1955.10. 1	ウルムチ市	1,655,826	1,933.95	60.13
広西チワン族自治区	1958. 3.15	南寧市	237,693	4,857.00	38.17
寧夏回族自治区	1958.10.25	銀川市	62,818	580.19	35.52
チベット自治区	1965. 9. 1	ラサ市	1,274,910	259.21	95.93

出典：「中国的民族区域自治」、中華人民共和国国務院報道弁公室、2005年3月。

120である<sup>1)</sup>。そのほかに、民族自治地方の補充形式として、少数民族が集中的に居住している所に1256の少数民族郷が設置されている。

全国55の少数民族のうち、自治地方を設置した少数民族は44ある。人口が割に少なくしかも集まり住む地域が割に小さいため区域自治を実行していない11の少数民族のうち、民族郷を設置した少数民族は9つある。区域自治を実行している少数民族の人口は少数民族総人口の75%を占めており、民族自治地方の面積は全国土面積の64%を占めている。その意味で、中国における少数民族自治地方は国家統合にとって非常に重要な存在であるといえる。

一方、中国は陸地で16の国家と国境を接している<sup>2)</sup>。陸続きの国境線は延べ2万2,000キロメートル以上になり、そのうち約1万9,000キロメートルが少数民族自治地方にある。国境に当たる135の県（旗・市・市轄区）のうち、107は少数民族自治地方である。辺境地域には2,100万人の住民がおり、その48%は少数民族である。さらに、新疆ウイグル自治区のウイグル、カザフ、キルギス、タジク、タタール、ウズベクとロシア族、黒龍江省と内モンゴル自治区のモンゴル族など30あまりの民族が中国と他国との国境線にまたがって存在している。そのような状況は、中国における少数民族問題をいっそう複雑化している。

例えば、新疆ウイグル自治区は中国の自治区・省の中で最も長い陸上国境線をもち、5,700キロメートルにも達しており、8カ国<sup>3)</sup>と隣接している。モンゴル、ロシアとインドを除けば、それらの国はすべてイスラーム民族の国家である。それに中央アジアに居住しているトルコ系イスラーム民族——ウイグル、カザフ、キルギス、ウズベク、タタール族——は、ウイグルを除くと、ほかの民族は旧ソ連の時代から自らの「国」をもってきた<sup>4)</sup>。そうした状況から、なぜウイグルにおいて東トルキスタン独立運動が発生するかが理解できるであろう。ここからも分かるように、中国の少数民族問題は単なる国内問題だけでなく、国際問題に発展してしまう危険性を常に孕んでいるのである。その意味で、少数民族問題は中国の安全保障にとっても無視できないものである。

1978年12月に開かれた中国共産党（以下、「中共」と省略）第11期中央委員会第3回全体会議に

において、改革開放政策の導入が決定された。それを契機に、中国は毛沢東時代の階級闘争路線に別れを告げ、経済発展を中心とする道を歩むようになった。1992年10月に開かれた中共第14回全国代表大会において、社会主義市場経済体制の確立が目標として提起された。2001年12月に中国は正式にWTO（世界貿易機関）に加盟した。それは中国が経済のグローバル化の波に巻き込まれたことを意味している。しかし、グローバル化の波は中国の経済だけでなく、政治・社会・文化などさまざまな分野にも押し寄せている。そのような状況下で、中国ではグローバル化が「諸刃の剣」と喩えられている。つまり、グローバル化は中国にとっては必ずしもメリットばかりでなく、多くのリスクをももたらした、しているのである<sup>5)</sup>。本稿は、グローバル化が中国の少数民族地方にどのような影響を及ぼし、そして胡錦濤政権がそれに対してどのような理念と政策をもって対応しているかを分析することを目的とする。

## 二 グローバル化が少数民族地方にもたらした衝撃

広西師範学院法商学院・黎蓮芬副院長はグローバル化が中国の民族区域自治地方に対して2つの面から良いチャンスをもたらすであろうと指摘している<sup>6)</sup>。1つは、民族区域自治地方の発展のために好機を提供することであり、もう1つは民族区域自治地方の経済体制改革と政治体制改革を加速させることである。

では、現実にはたしてそうであろうか。さまざまな事象および資料から分析してみると、グローバル化が民族区域自治地方にもたらしたデメリットはメリットをはるかに上回っていると結論づけられる。以下、具体的にみていこう。

第1、少数民族の自民族に対するアイデンティティーおよび権利意識の強化である。改革開放とりわけ市場経済の導入によって、中国においては脱イデオロギーの進行が非常に顕著になってきた<sup>7)</sup>。その結果、少数民族のアイデンティティーが強化され、それに伴ってエスノ・ナショナリズムも高揚してきた。それと同時に、冷戦の終結、多民族国家ソ連の崩壊、中央アジア諸国の独立、モンゴルの民主化などは中国国内の少数民族、とりわけウイグル人、モンゴル人とチベット人に大きな刺激を与えた。そのような背景の下で、1980年代以降ウイグル、チベット、内モンゴルではデモや民族運動が発生し、80年代後半からチベット問題が人権問題と結びつけられ、国際化するようになった。90年代に入ってからウイグルでは「東トルキスタン・イスラーム運動」などによるテロが多発するようになった<sup>8)</sup>。それらの出来事は中国の国家統合にとって大きな試練になった。

また、少数民族幹部と知識人の権利要求が高まりつつある。例えば、1991年に内モンゴル自治区政府が自治条例を作成した時、自治区の人民代表大会（議会）や人民政府でモンゴル族の比率を40%以上と規定し、人民法院（裁判所）や検察院のトップにモンゴル族が就くことを規定する条項を盛り込もうとしたといわれている<sup>9)</sup>。結果的に、そのような自治条例が中央政府に認められなかつ

表3 中国の宗教人口（1982-1997年）

単位：人

	1982年	1991年	1997年
イスラム教徒	10,000,000余	17,000,000	約18,000,000
カトリック	3,000,000余	3,500,000	約4,000,000
プロテスタント	3,000,000	4,500,000	約10,000,000
仏教徒（チベット仏教僧尼を含む）	—	—	出家僧尼：約20万、 内、生き仏1,700余
チベット仏教僧尼	27,000	34,000	約12万人
道教の道士・道姑	2,600	9,000	25,000余
イスラム教モスク管理者や宗教指導者	2,000	—	40,000余
カトリック司祭	3,400	—	約4,000
プロテスタント聖職者	5,900	—	約18,000余

注：本表は、毛里和子『周縁からの中国』、東京大学出版会、1998年、138頁附表、および「中国の宗教信仰自由状況（1997年10月）」、中華人民共和国国務院新聞弁公室編『中国政府白皮書』（2）、外文出版社、北京、2000年、228頁を参照して作成。

た。しかし、それによって、少数民族幹部の不満が残されたと考えられる。

第2は格差が拡大し続けていることである<sup>10)</sup>。ここでの格差とは、民族地方<sup>11)</sup>と沿海地域との格差、同じ民族地方内部（自治区と自治区・省の間）の格差、民族地方の都市と農村の格差、漢民族と少数民族の格差、そして個人所得の格差が含まれる。また、その格差は経済面だけでなく、医療保健、交通、通信、教育と娯楽、文化施設など公共サービスの面においても現れている。

第10次5カ年計画期間（2001-2005年）中、民族地方のGDPが全国のGDPに占める割合は、第9次5カ年計画期間（1996-2000年）の8.9%から8.5%に低下している<sup>12)</sup>。2004年の時点で、民族地方の一人当たりGDPは全国平均の67.4%しかなく、農民の一人当たり純収入は全国平均の71.4%しかない。2004年末、全国農村絶対貧困人口（一人当たり年間純収入668元以下）は2,610万人いたが、少数民族地方の絶対貧困人口は1,246万人に達し、全国の47.7%を占めており、前年に比べると2.7ポイントが増加した。少数民族地方の貧困発生率は7.8%に達し、全国の平均に比べると5ポイント高い。そのような状況は、少数民族の不満を高める結果になりかねない。貧困の撲滅、格差の是正は、中国政府にとって喫緊の課題になっている。

第3は宗教勢力の拡大である。改革開放以降、脱イデオロギーの進行によって、多くの人々が信仰危機に陥った。そのため、伝統的宗教の信者が激増した（表3参照）。そのほかに、新興宗教組織も増えつつある。その中で、イスラームの興隆が注目されるべきである。1980年代末からチベッ

ト、新疆において民族・宗教をめぐる紛争や衝突が多発している。外国に亡命している民族分離・独立活動家は宗教を利用して活動を行なっている。そのような動きは、少数民族地方の平和と安定を脅かしている。もともと無神論を唱えている中共にとって、宗教勢力の拡大はイデオロギーの面における挑戦そのものであるほかはない。

第4は生態と環境の悪化である<sup>13)</sup>。とりわけ表土の流出、草原の「三化（退化、砂漠化、アルカリ化）、土地の砂漠化および生物の多様性の破壊が深刻化している。例えば、現在西部地域の表土流失の面積はすでに280余万平方キロメートルに達しており、全国の表土流失面積の70%以上を占めている<sup>14)</sup>。

第5は少数民族の伝統文化の消失である。壁画、古墳など有形の文化遺産が危機にさらされているばかりでなく、民謡および伝統芸能など無形の文化遺産も後継者不足などで失われつつある。また、多くの少数民族の文字と言語も消失の危機に瀕している。

第6は流動人口の管理の問題である。経済発展と都市化に伴って、大量の漢民族が少数民族自治地方に流入する一方、多くの少数民族も都市に移住し、漢民族などと雑居するようになった。不完全な統計によれば、現在約3千万人あまりの少数民族が民族自治地方以外の都市などに居住している<sup>15)</sup>。しかし、伝統文化、宗教信仰と風俗習慣などが異なるため、民族間の摩擦や衝突事件が増えつつある<sup>16)</sup>。

以上のような諸問題は、すべてグローバル化によって生じたものとはいえない。しかし、グローバル化の進展に伴い、それらの問題がいつそう深刻化したことは事実であろう。中国のような多民族国家にとって、それらの問題を善処しなければ、経済発展だけでなく、国家統合も脅かされるに違いない。はなはだしい場合は国際問題化する恐れすらある。

### 三 胡錦濤政権の少数民族政策理念

2002年11月に開かれた中共第16回全国代表大会において、胡錦濤は江沢民に代わって総書記に就任し、胡錦濤政権が発足した。翌年3月に開かれた第10期全国人民代表大会において胡錦濤は国家主席に選出され、2004年9月に胡は中央軍事委員会主席に就任し、党・国家・軍の三権を掌握するようになった。中国は胡錦濤時代に入った。

では、胡錦濤政権は少数民族問題に関してどのような理念を有しているのであろうか。胡錦濤は1989年から92年には中共中央政治局常務委員会委員に選出されるまでチベット自治区党委員会書記を務めたことがあり、民族自治地方のトップリーダーを経験した数少ない国家指導者である。

そのためか、胡錦濤政権は少数民族問題を非常に重視している。胡錦濤政権が誕生した2002年11月以降、中国政府は17件の白書を発表した。うち4件は少数民族政策に関連するものである。すなわち、①2003年3月「チベットの生態建設と環境保護」、②2003年5月「新疆の歴史と発展」、③

2004年5月「チベットの民族区域自治」、④2005年2月「中国の民族区域自治」、である。そのほかに、2005年10月に発表された「中国の民主政治建設」第5章では民族区域自治制度をとりあげている。胡錦濤政権下で発表された少数民族政策関連の白書は多いといえよう。

2005年5月27日から28日にかけて、中共中央と国務院が北京で第3回中央民族工作会議を開催した<sup>17)</sup>。それは胡錦濤政権誕生後初めて開かれた民族工作会議である。胡錦濤総書記は会議で民族工作に関して重要な講話を行なった<sup>18)</sup>。5月31日に中共中央政治局は会議を開き、「中共中央・国務院のよりいっそう民族工作を強化し、少数民族と民族地方の経済社会の発展を加速させることに関する決定」（以下、「決定」と省略）を審議し、発布した<sup>19)</sup>。「決定」は12条からなっており、胡錦濤講話と「決定」からは胡錦濤政権の少数民族政策理念を見てとることができる。

1990年代以降、中共は少数民族政策理念に関して3回にわたって公表した。具体的には、①1990年9月に江沢民が新疆ウイグル自治区を視察した時の講話、②1992年1月14日第1回中央民族会議における江沢民の講話、③2001年2月14日中央工作会議での李瑞環の講話、である<sup>20)</sup>。

では、2005年の中央民族工作会議における胡錦濤講話および「決定」は従来の少数民族政策理念に比べると、どのような特徴を有しているのだろうか。

第1、「民族」という概念に対する新たな定義である。従来、中国においては「民族」という概念について、一貫してスターリンの定義に依拠してきた。つまり、「言語、地域、経済生活、および文化の共通性のうちにあらわれる心理状態、共通性を基礎として生じたところの、歴史的に構成された人びとの堅固な共同体である」（「民族問題と社会主義」、1913年）という。しかし、中国の学界においてはスターリンの定義をめぐってさまざまな議論がなされてきた<sup>21)</sup>。

「決定」（1条）では次のように定義した。つまり、「民族は一定の歴史発展段階において形成された安定した人びとの共同体である。一般的にいえば、民族はその歴史的淵源、生産様式、言語、文化、風俗習慣および心理的アイデンティティーなどの面において共通した特徴を有している」というのである。それはスターリンの定義から離脱したという意味で、大きな意義を有するものであるといえよう。

第2、民族問題の含意に関する解釈である。従来、学界においては民族問題は民族間の問題として捉えられていたが、1992年の中央民族工作会議で、江沢民は「民族問題は民族自身の発展を含むばかりでなく、また民族間、民族と階級・国家間などの面における関係をも含んでいる」と解釈した。「決定」（4条）は江沢民の解釈を継承した。今日、中共は「国民政党政党」になりつつあるといわれているにもかかわらず、ここでは「階級」という概念を用いつづけている。今後中共がはたして「階級政党政党」から「国民政党政党」に脱皮するかどうかが目まぐるしく注目されている。

第3は、民族問題の特徴に関するものである。「決定」では、「今日の世界において、民族問題は普遍性・長期性・複雑性・国際性と重要性を有している」と指摘している。

第4は、中国の民族関係の特徴に関する新たな解釈である。1982年に公布された憲法では、中国

の民族関係の特徴として、「平等・団結・互助」という3つのキーワードが用いられていた。「決定」(9条)では、「平等・団結・互助・和諧(調和)は我が国社会主義民族関係の本質的特徴である」と主張している。それは胡錦濤が2004年9月に提起した「調和社会」の創出という理念に密接に関連していると考えられる。

第5は、新世紀新段階の民族工作の主題を提起したことである。2003年3月4日胡錦濤は第10期全国政治協商会議第1回会議に参加した少数民族委員と会見した時、「共同団結奮闘と共同繁栄発展」を新世紀新段階における民族工作の主題として提起した<sup>22)</sup>。2005年の民族工作会議における講話の中で、胡錦濤はさらにこの主題について解釈を加えた。つまり、「共同団結奮闘」とは、全国各民族人民の知恵と力量を結集し、小康社会、中国の特色ある社会主義、中華民族の偉大な復興を成し遂げることであり、「共同繁栄発展」は、科学的発展観に基づき、少数民族と民族地方の経済社会の発展を加速させ、各民族人民の生活水準を高めることである。

そのような主題を実現するために、胡錦濤は以下4つの主要任務を提示した。①科学的発展観を確立し、実行し、少数民族と民族地方の経済社会の発展を加速させること、②民族地方の人材開発と少数民族幹部陣営を強化すること、③民族の団結を強化し、祖国の統一を擁護すること、④民族区域自治制度を堅持し、完全化させることである。その中で、①が最も重要視されている。なぜなら、胡錦濤政権は少数民族と民族地方の経済社会の発展こそ民族問題を解決する根本的道であると認識しているからである。換言すれば、胡錦濤政権は経済統合をもって、少数民族と民族地方との統合を強化しようとしているのである。

第6は、国家利益、各民族人民の権利と義務との相互関係に関する解釈である。2001年2月14日の中央工作会議において、李瑞環は「民族宗教問題を重視せよ」という講話の中で、「国家の統一とは各民族人民の最高利益であり、各民族人民は祖国の安全、榮譽と利益を守る義務がある」<sup>23)</sup>と強調した。「決定」では、さらに次のような内容が付け加えられた。つまり、「我が国は各民族人民が共同で創建した統一した多民族国家である」、「各民族人民は愛国主義の伝統を継承し、発揚させ、自覚的に祖国の安全・榮譽と利益を守らなければならない」という。ここで中国は各民族人民が共同で作出した統一した多民族国家であること、および愛国主義を強調したのは、少数民族に「中華民族」というアイデンティティーを植え付けるためであろう。また、ここからは国家利益がすべてに優先するという中国政府の本音も読みとれるのである。

さらに、「決定」(6条)では、「我が国の民族問題は我が国内部の事務であり、外部の勢力が民族問題を利用して我が国に対するすべての浸透・破壊と転覆活動に反対する」と強調している。チベット問題などに関して、アメリカをはじめとする西側諸国は、人権問題として一貫して中国政府の対応を批判してきた。しかし、中国政府はそれを西側による「和平演変」と捉え、警戒してきた。ここで民族問題を自国内部の問題として強調したのは、西側の干渉への反発の表れであるといえる。

とはいえ、中国政府はまったく人権問題を意識していないわけではない。「決定」(7条)では、

「国家は少数民族の発展のために、より多くより良い機会と条件を作り出し、各民族の合法的権利と利益を保障する」と唱えている。また、「決定」(11条)では、「国家は少数民族の文化を尊重し、保護し、少数民族の優秀な文化の継承・発展とイノベーションを支持し、各民族が文化交流を行なうことを奨励する」と主張している。さらに、「決定」(12条)では従来強調してきた少数民族幹部の養成のほかに、民族地方の人口資源の開発についても新しい文言が付け加えられている。

最後は民族区域自治制度についてである。従来、民族区域自治制度は「重要な政治制度の1つ」とされていたが、2001年2月28日に第9期全国人民代表大会常務委員会第20回会議で「民族区域自治法」が改正された際、それは「国家の1つの基本的な政治制度」に改められた<sup>24)</sup>。その変化は中国の政治制度における民族区域自治制度の位置づけが格上げされたことを表している。さらにいうならば、それは連邦制と少数民族の分離独立権を否定したことの再確認でもある。

#### 四 「国務院『民族区域自治法』実施のための若干規定」の制定

2005年5月11日に国務院第89回常務会議で「国務院『民族区域自治法』実施のための若干規定」(以下、「実施規定」と省略)が制定された<sup>25)</sup>。実施規定は5月19日に公布され、31日より正式に施行された。それは「民族区域自治法」が発布されて以来、国務院がその実施に関して制定した初めての行政法規である。

では、実施規定はどのような特徴を有しているのだろうか。それは主に以下4点が挙げられる<sup>26)</sup>。第1は、民族自治地方の発展をいかに加速させるかに重点をおいたこと。第2は、科学的発展観を貫いたこと。実施規定は地域間、民族間のバランスの取れた発展になるよう考慮して制定されたといわれている。第3は、調和社会を構築するための規定を設けたこと。第4は少数民族政策立法の一環として位置づけられることである。実施規定では、その施行に対する監督・検査およびそれに違反した場合の罰則についてはじめて規定を設けた。いうならば、実施規定は胡錦濤政権が提起した科学的発展観と調和社会の創出という理念の下で制定されたものである。

とはいえ、実施規定は「民族区域自治法」を実施するための細則ではなく、主に「民族区域自治法」第6章(上級国家機関の職責)に関する詳細な規定である。つまり、実施規定は胡錦濤政権による民族自治地方の政府行為に対する規定である。その主旨は上級国家機関がいかに民族自治地方の経済発展を助けるべきかにあるが、同時にそれは民族自治地方に対する上からの指導の強化ともいえる。それは中国における民族区域自治政策の最大の特徴といえるかもしれない。

実施規定は35条からなっており、その内容は主に以下6つの部分に分けられる。

第1は民族団結の強化、少数民族関連の法律・法規と党の民族政策の宣伝に関する規定である。

第2は民族自治地方の経済発展を促進するための上級人民政府の職責と義務に関する規定である。具体的には、インフラ整備、西部大開発、資源開発、生態環境保護、財政支援、対外貿易、辺境地

方の建設、人口の比較的少ない民族の発展、貧困扶助開発、非公有制経済、「対口支援」（東部など発達地域が民族地方、貧困地方と提携して支援する体制）など多岐にわたっている。

また、実施規定では西部大開発の対象に含まれていない自治県について、当該省人民政府が職権の範囲内で同等の支援を行なうよう定めた。全国にはそのような自治県が31あり、その大部分は東部経済発達地域にある<sup>27)</sup>。実施規定の施行によって、それらの自治県も西部大開発地域と同様な優遇政策を享受することができるようになった。それによって、全国155の民族自治地方がすべて優遇政策を受けることになった。胡錦濤政権が民族自治地方の発展をいかに重視しているかはここからも窺い知れるのである。

第3は民族自治地方の教育・科学技術・文化・医療衛生など社会事業の発展に関する規定である。「民族区域自治法」第3章では、それらの社会事業が民族自治地方の自主権として規定されていたが、実施規定ではそれらが民族自治地方と上級政府との共同の職責に改められた。

第4は少数民族幹部の配置・登用および各分野の人材の養成に関する規定である。少数民族幹部の登用は、少数民族の政治参加にかかわることである。現在、155の民族自治地方の人民代表大会常務委員会においては、いずれも区域自治を実行する民族の公民が主任（議長）あるいは副主任（副議長）に就いており、自治区主席、自治州長、自治県長はいずれも区域自治を実行する少数民族の公民が担任している。すべての少数民族から全国人民代表大会代表（議員）が選出されており、人口100万以上の民族からいずれも全人代常務委員会委員が選出されている。2003年3月に開かれた第10期全国人民代表大会において、少数民族の代表が415名おり、代表総数の13.91%を占めている（表4参照）。それは全国総人口に占める少数民族の割合より5.5ポイント高い。現在、中国各レベルの党政機関と企業・事業部門に勤務している少数民族幹部は291.5万人に達しており、全国幹

表4 全国人民代表大会における少数民族代表数の推移

	日時	代表総数	少数民族代表数	少数民族代表の割合	代表の中の少数民族数
第1期	1954年	1,226	178	14.50	30
第2期	1959年	1,226	179	14.60	30
第3期	1964年	3,040	372	12.20	53
第4期	1975年	2,885	270	9.40	54
第5期	1978年	3,497	381	10.90	54
第6期	1983年	2,978	403	13.60	55
第7期	1988年	2,970	445	14.90	55
第8期	1993年	2,898	554	18.60	55
第9期	1998年	2,979	428	14.37	55
第10期	2003年	2,985	415	13.90	55

出典：国家民族事務委員会経済発展司・国家統計局国民経済綜合統計司編、『中国民族統計年鑑2005』、民族出版社、北京、2006年、742頁。

部総数の7.4%を占めている<sup>28)</sup>。しかし、それは全国人口総数に占める少数民族人口の割合(8.41%)に比べるとまだ低い。そのほかに、少数民族幹部の学歴が相対的に低いこと、経済社会の発展に対する適応能力が相対的に低いことが指摘されている<sup>29)</sup>。今後、専門知識を有する少数民族幹部と技術者の育成が求められている。

第5、各人民政府の民族工作部門が、本規定の実施に関する監督検査状況を毎年同レベルの人民政府に報告することが明記された。それは国務院が民族工作部門に付与した新しい職責である。それによって、実施規定の監督メカニズムが強化されたといえる。

第6は財政経費を流用するなどの違反行為に関する罰則である。少数民族関連の法律法規の中で、違法の責任を規定したのは初めてである。

では、胡錦濤政権は少数民族と民族地方の経済と社会を発展させるために具体的にどのようなプランを立てたのであろうか。2005年5月18日に開かれた国務院常務会議では、「人口の比較的少ない少数民族を扶助する発展計画(2005-2010年)」が通過した<sup>30)</sup>。中国の55の少数民族のうち、人口10万人以下の少数民族が22ある<sup>31)</sup>。その人口総数は63万人(2000年人口センサス)で、「人口の比較的少ない少数民族」と称されている。彼らは福建省を除くと、内モンゴル、黒龍江、広西、貴州、雲南、チベット、甘肅、青海、新疆という西部と辺境地域の86の県(旗・市)、238の郷(鎮)、640の行政村に居住している。彼らの約4分の1の人がまだ衣食の問題すら解決されていない貧困人口である。中国政府は5年間をかけてそれらの少数民族地方の経済社会の水準を高めようとしている。そのほかに、「少数民族事業『十一五』計画(第11次5カ年計画、筆者注)」も国務院で通過し、「興辺富民行動(辺境を振興し、民衆を豊かにするプロジェクト、筆者注)『十一五』計画」もまもなく国務院に提出されることになっている<sup>32)</sup>。この3つの「計画」は胡錦濤政権が少数民族と民族地方の経済と社会を発展させるための具体的プランである。

一方、少数民族政策の法制化も進められている。現在、国家民族事務委員会の主導下で、「都市民族工作条例」、「民族郷行政工作条例」(いずれも1993年9月15日施行)の修正作業が進められており、また「散居少数民族權益保障法」、「少数民族言語文字法」を起草するための調査研究も始まっている。今後それらの政策、法律・法規がどれほど効果をあげることができるかが注目されている。

## 五 少数民族問題のゆくえ

以上、グローバル化が中国の少数民族地方に与えた影響、胡錦濤政権の少数民族政策理念と対策を中心に検討してきた。グローバル化の進展によって、もともと存在していた少数民族問題がますます複雑化した。胡錦濤政権は科学的発展観という国家建設理念の下で、調和社会の創出をめざしている。今日の少数民族政策はその中に位置づけられる。しかし、それらの政策は上からの指

導の色彩がいつそう強まっている。そのため、各少数民族の自決権が認められない。それはすべての多民族国家が抱えている共通の課題でもある。しかし、少数民族地方の経済と社会の発展に伴って、彼らの自民族に対するアイデンティティーがいつそう強まってくると考えられる。事実、新疆ウイグル自治区で起きている民族分離主義運動の主役はほとんど民族区域自治制度の恩恵を受けたエリートや社会上層部にいた人間であった。少数民族地方の経済と社会の発展はどこまで達成できるか。そしてそれに伴って日増しに高まってくると考えられる少数民族の要求にどこまで応えられるか。胡錦濤政権の統治能力が問われている。

これまでチベット問題、東トルキスタン問題がとりわけ注目されてきたが、2004年に高句麗問題をめぐって中国と韓国では論争が繰り広げられた。それは将来的に中国における新たな少数民族問題になりかねない。つまり、中国における少数民族問題は単なる国内問題でなく、国際問題へと発展してしまう可能性が大いにある。胡錦濤政権にとっては、国内における少数民族地方の経済と社会の発展だけでなく、周辺諸国との良好な関係の構築も必要不可欠である。

## 注

- 1) 国家民族事務委員会政策法規司編『國務院実施「中華人民共和國民族区域自治法」若干規定積義』、民族出版社、北京、2005年、2頁。
- 2) 王柯『多民族国家 中国』、岩波書店、2005年、122頁、127頁。李徳洙「為實現各民族共同繁荣發展的宏偉藍圖而奮闘」、『求是』、2006年3期、15頁。
- 3) それぞれは、ロシア連邦、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、パキスタン・イスラム共和国、モンゴル国、インド、アフガニスタン・イスラム共和国である。
- 4) 前掲、王柯『多民族国家 中国』、146～147頁。
- 5) 拙稿『「全球化」の衝撃と中国の対応』、青木一能編著『グローバリゼーションの危機管理論』、声書房、2006年、第12章参照。
- 6) 黎蓮芳「全球化对我国民族区域自治地方的影響和对策」、『廣西師範学院学報（哲学社会科学版）』、第26卷第2期、2005年4月、146～147頁。
- 7) 中国における政治社会意識の変容については、拙稿「政治社会意識」、国分良成編『中国の統治能力』、慶應義塾大学出版会、2006年、〈政治分析〉第2章参照。
- 8) 毛里和子『周縁からの中国——民族問題と国家』、東京大学出版会、1998年。星野昌裕「少数民族問題の現実とその行方」、国分良成編『中国政治と東アジア』、慶應義塾大学出版会、2004年、第8章、同「少数民族の在外運動組織」、佐々木智弘編『現代中国の政治変容』、アジア経済研究所、2005年、第4章、同「天安門事件以後の民族問題とその国際化」、日本国際政治学会編『国際政治』第145号、2006年8月、同「少数民族」、前掲、国分良成編『中国の統治能力』、〈政治分析〉第9章参照。
- 9) 毛公寧『民族問題論集』、民族出版社、北京、2001年。上野稔弘「民族区域自治法改正に見る中国民族法制的現状」、東北大学東北アジア研究センター『東北アジア研究』第6号、2002年、60頁より再引。
- 10) 劉鋒・朱天松「西部大開発與民族地区發展」、郝時遠／王希恩主編『中国民族發展報告（2001～2006）』、社会科学文献出版社、北京、2006年、64～65頁参照。
- 11) 民族地方（中国語では、「民族地区」）とは、新疆ウイグル・チベット・内モンゴル・寧夏回族・広西壮族という5つの自治区および雲南・貴州・青海という3つの民族の多い省をさす。

- 12) 葛忠興主編『中国少数民族地区發展報告2005』、民族出版社、北京、2006年、4頁、22頁。
- 13) 周競紅「科学發展觀與民族地区的生態建設」、前掲、郝時遠／王希恩主編『中国民族發展報告（2001～2006）』、170～176頁参照。
- 14) 前掲、国家民族事務委員会政策法規司編『國務院實施「中華人民共和國民族区域自治法」若干規定積義』、42頁。
- 15) 同上、84頁。
- 16) 例えば、2000年12月に山東省陽信県で豚肉を販売する漢族経営の食料品店が「清真」を掲げていたことによって、回族（イスラーム系少数民族）と漢族の間に大規模な機闘が発生した。2003年1月に天津の地方紙『今日報』がイスラーム教徒を侮辱する内容を掲載したために回族の抗議運動が発生した（『中国総覧』2004年版、ぎょうせい、2004年、446頁）。
- 17) 第1次、第2次中央民族工作會議は、それぞれ1992年1月14～18日、99年9月29日～10月3日に開催された。
- 18) 胡錦濤「在中央民族工作會議暨國務院第四次全国民族团结進步表彰大会上的講話」、『人民日報』、2005年5月28日。
- 19) 「中共中央政治局召開會議」、『人民日報』、2005年6月1日。なお、「決定」の内容は、王希恩「新世紀之初中国民族理論の新發展」、前掲、郝時遠／王希恩主編『中国民族發展報告（2001～2006）』、245～252頁参照。
- 20) 3つの講話は、金炳鎬主編『民族綱領政策文献選編（第二編）』、中央民族大学出版社、北京、2006年に収録されている。
- 21) 魏鴻鳴・張謀・馬守正「建国五十年来關於民族概念的研究」、『黒龍江民族叢刊（季刊）』、1999年第2期（総第57期）、徐則平「試論民族文化認同的特殊功效——從斯大林民族定義的争論說開去」、『広西民族研究』、2006年第1期（総第83期）参照。
- 22) 「胡錦濤参加政協少数民族界聯組会時指出」、『人民日報』、2003年3月5日。
- 23) 李瑞環「要重視民族宗教問題」、前掲、金炳鎬主編『民族綱領政策文献選編（第二編）』、872頁。
- 24) 佐々木信彰編『現代中国の民族と経済』、世界思想社、2001年、第1章、小林正典『中国の市場経済化と民族法制』、法律文化社、2002年、第10章、および前掲、上野稔弘「民族区域自治法改正に見る中国民族法制の現状」参照。
- 25) 小林正典「中国民族法制の新展開——民族区域自治法の実施規定の制定を中心に——」、『一橋法学』第5巻第1号、2006年3月参照。
- 26) 「堅持和完善民族区域自治制度的重大举措」、『人民日報』、2005年6月14日。
- 27) 前掲、国家民族事務委員会政策法規司編『國務院實施「中華人民共和國民族区域自治法」若干規定積義』、34頁。
- 28) 「少数民族幹部占比達7.4%」、『人民日報海外版』、2007年2月26日。
- 29) 孫懿「新世紀初的少数民族幹部隊伍建設」、前掲、郝時遠／王希恩主編『中国民族發展報告（2001～2006）』、142～143頁。
- 30) 「温家宝主持召开國務院常務會議」、『人民日報』、2005年5月19日。
- 31) 前掲、国家民族事務委員会政策法規司編『國務院實施「中華人民共和國民族区域自治法」若干規定積義』、67頁。
- 32) 「国家委明確“十一五”期間五項主要工作任務」、『人民網』、2007年1月24日。